

## 同等品確認の手続について

物品見積依頼書の「同等品」欄で「可」と表示のある物品については、仕様書で示した参考品のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札の場合は、以下の手続により事前に同等品の承認を得てください。

### 1 同等品の定義

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が参考品と同等以上であるものをいいます。

なお、仕様書の規格には記載されていない事項を満たさない物品について、同等品と認められない場合があります。

### 2 同等品の確認方法

同等品により応札する場合は、資産管理課が指定する日時までに、指定の同等品確認書に同等品候補の掲載されたカタログ、価格等の資料（コピー可）を添付の上、発注課へ提出してください。

### 3 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された同等品確認書については、同確認書の「確認結果」欄に、同等品と認定の場合は「○」、不認定の場合は「×」と記載して、見積書提出期限の前日午後5時までにファクシミリにより通知します。